



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*3 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 2

○ 人事委員会規則

*2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 教育委員会規則

*3 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 3

○ 公安委員会規則

*2 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

171 随意契約による相手方の決定 (情報政策課) 4

172 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 4

173 平成27年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物愛護管理及び施設維持管理(植栽管理及び清掃)業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (食品・生活衛生課) 5

174 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 7

175 生活保護法による指定施術機関の廃止 (") 7

176 生活保護法による指定医療機関の辞退 (") 7

177 生活保護法による医療機関の指定 (") 8

178 生活保護法による施術機関の指定 (") 8

179 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) 9

180 平成27年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (食品流通課) 9

181 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 11

182 木材業者等の登録 (林業振興課) 11

183 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 11

184 保安林の指定の解除予定 (") 12

185 保安林の指定の解除 (") 12

186 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (") 12

187 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可 (資源管理課) 12

188 基本測定の終了 (技術調査課) 13

189 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾空港課) 13

190 " (") 15

191 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 17

○ 選挙管理委員会告示

*14 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 17

○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成27年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 18
○ 公告	
入札公告	(食品流通課)..... 19
○ 監査公表	
監査公表第5号 21
監査公表第6号 23
監査公表第7号 26

規 則

和歌山県規則第3号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見中

「2 「平衡機能障害」の状態及び所見」を

「(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。 に改める。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見 」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成された身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第2条第1項第1号に規定する医師の診断書及び同項第2号に規定する意見書については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成27年における特別休暇の特例措置)

5 平成27年における第14条第1項第19号に規定する特別休暇に関する同号の規定の適用については、同号中「9月」とあるのは「12月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「第6条の2」を「第6条」に改める。

第36条の見出しを「（規程等）」に改め、同条中「学則として」を「別に」に改める。

別表第1和歌山県立伊都高等学校の項中「名古屋」を「名古屋」に改め、同表和歌山県立海南高等学校下津分校の項を削り、同表和歌山県立新翔高等学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立伊都中央 高等学校	橋本市高野口町名古屋558	定時制	普通
	伊都郡かつらぎ町新田120	通信制	普通

別表第1和歌山県立青陵高等学校の項及び和歌山県立陵雲高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県かつらぎ警察署の部笠田交番（伊都郡かつらぎ町大字笠田東）の項中「移」の次に「、蛭子、大谷」を、「大畑」の次に「、大藪、柏木」を、「滝」の次に「、丁ノ町」を加え、同部大谷警察官駐在所（伊都郡かつらぎ町大字大谷）の項を削り、同表和歌山県和歌山東警察署の部安原東警察官駐在所（和歌山市江南）の項を次のように改める。

安原警察官駐 在所 （和歌山市江 南）	和歌山市のうち 朝日、井戸、江南、桑 山、小瀬田、境原、相坂、 仁井辺、馬場、広原、冬 野、松原、本渡、薬勝寺、 吉原 海南市のうち 岡田の一部
------------------------------	---

別表第1和歌山県和歌山東警察署の部安原西警察官駐在所（和歌山市冬野）の項を削り、同表和歌山県海南警察署の部且来警察官駐在所（海南市且来）の項中「、岡田の一部」を削り、同表和歌山県白浜警察署の部富田警察官駐在所（西牟婁郡白浜町富田）の項中「西牟婁郡白浜町富田」を「西牟婁郡白浜町栄」に改める。

別表第2和歌山県かつらぎ警察署の項の次に次のように加える。

和歌山県和歌 山東警察署	安原西警察官連絡所	和歌山市冬野
-----------------	-----------	--------

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。ただし、別表第1和歌山県白浜警察署の部富田警察官駐在所（西牟婁郡白浜町富田）の項の改正規定は、平成27年3月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第171号

平成26年度統合宛名管理システム構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度統合宛名管理システム構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年1月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社システム・エージ
兵庫県伊丹市御願塚三丁目1番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
総額45,360,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,360,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第172号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年4月10日まで縦覧に供する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成27年2月10日
- 2 名称
特定非営利活動法人地域自立支援ハウスすさみ
- 3 代表者の氏名
阿部育生
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3735番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域福祉活動並びに介護（介護予防）の事業等を行い、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第173号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成27年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成27年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務

(2) 契約期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成27年2月27日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 過去5年間に於いて、国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又は民間の機関が設置する施設における和歌山県動物愛護センターが指定する内容の動物管理業務に1年以上従事した経験を有する者又はこれらの者と同等に動物管理業務を遂行できることを提出書類により確認できる者を2名以上雇用している者であること。

(8) 次のア及びイに掲げる者を雇用している者であること。

ア 清掃業務について、過去5年間に於いて1年以上の実務経験を有する者

イ 造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者（代表者自身がそれらの資格を有する場合を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書
- オ 直近の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
（イ）和歌山県（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県）が課する都道府県税全税目
（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 2（7）及び（8）に掲げる者を雇用していることを証する書類（2（7）の提出書類を含む。）
- (2) (1) イからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) ア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、和歌山県のホームページに掲載する。
なお、同様のものを平成27年2月27日（金）から同年3月6日（金）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布する。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年2月27日（金）から同年3月5日（木）までの間に、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成27年2月27日（金）から同年3月6日（金）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で持参又は郵送で受け付ける。
なお、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。
- 5 入札公告、仕様書等の閲覧方法
平成27年2月27日（金）午前10時から同年3月6日（金）午後5時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山県ホームページに掲載する。
- 6 資格審査申請書類の配布
和歌山県のホームページに掲載するとともに、次の場所で配布する。
和歌山県動物愛護センター業務課
和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地
郵便番号 640-1251
電話番号 073-489-6500
ファクシミリ番号 073-489-6504
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年3月12日（木）までに通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成27年3月26日（木）午後1時までに和歌山県動物愛護センター業務課へ書面（ファクシミリを含む。）により求めるものとする。
- (3) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年3月27日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有歯新 20-26	大橋歯科・矯正歯科	有田郡湯浅町湯浅1267	平成 26. 8. 1
那薬 62-16	わかば薬局打田店	紀の川市上野13-12	平成 26. 9. 30
橋医新 5-26	庄司医院	橋本市南馬場214番地の5	平成 26. 10. 31
紀歯新 10-26	山本歯科	紀の川市粉河417	平成 26. 11. 30
有薬 34-26	タオ薬局	有田郡湯浅町吉川51-41	平成 26. 12. 1
有市薬新 6-26	江川薬局	有田市新堂9	平成 27. 1. 14

和歌山県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
田柔 37-23	奥野寛康	すこやか整骨院（柔道整復） 田辺市あけぼの44-10	平成 26. 12. 11
岩あ 6-25	井上隆史	憩いマッサージ（あん摩・マッサージ） 岩出市金屋123-1	平成 27. 1. 5

和歌山県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
那歯 47-4	崎山歯科医院	紀の川市貴志川町丸栖34-7	平成 27. 3. 31

和歌山県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有歯新 21-26	大橋歯科・矯正歯科	有田郡湯浅町湯浅1267	平成 26. 8. 1
紀薬新 18-26	わかば薬局打田店	紀の川市上野13-12	平成 26. 10. 1
日薬新 1-26	ティ・エム薬局	日高郡日高川町土生160-4の内	平成 26. 12. 1
紀歯新 14-26	オリーブ歯科	紀の川市粉河837-2	平成 26. 12. 1
新医新 3-26	みね内科クリニック	新宮市井の沢6-34	平成 27. 1. 5
橋薬新 29-26	タイコー堂薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186番1	平成 27. 2. 1
橋薬新 30-26	アオイ薬局	橋本市高野口町伏原1043-1	平成 27. 2. 1

和歌山県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日

岩は新 7-26	小山裕樹	東洋鍼灸整骨院（はり・きゅう） 岩出市金池497-1 テナントGoodwood2号室	平成 26.10.23
岩柔新 3-26	小山裕樹	東洋鍼灸整骨院（柔道整復） 岩出市金池497-1 テナントGoodwood2号室	平成 26.10.23
田柔新 1-26	富田修司	すこやか整骨院（柔道整復） 田辺市あけぼの44-10	平成 26.12.11
紀あ新 1-26	井上隆史	憩いマッサージ（あん摩・マッサージ） 紀の川市貴志川町長原1601-15	平成 27.1.5
田柔新 2-26	木本匡巳	きもと整骨院（柔道整復） 田辺市あけぼの2-41	平成 27.1.21

和歌山県告示第179号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成27年2月27日

和歌山県告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成27年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
平成27年度海外における商標監視調査業務
- (2) 契約期間
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成27年2月27日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 入札公告の日から過去5年間に於いて、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内市町村との間に海外における商標監視調査業務と同種の契約実績を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務概要調書
 - ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票
 - オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 2(7)に規定する契約実績を証する書類の写し及び業務内容の分かる仕様書等の資料
 - (2) (1)ア、イ、カ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年2月27日（金）から同年3月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年3月2日（月）午前10時から同月4日（水）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成27年2月27日（金）から同年3月12日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館2階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2813（直通）
ファクシミリ番号 073-432-4161
- 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成27年3月17日（火）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年3月25日（水）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成27年3月27日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年2月17日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年3月12日まで縦覧に供する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第16号	和歌山市東田中字山角266-1外6筆

和歌山県告示第182号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1032			平成27.2.16	和歌山市塩屋1-3-21	永和実業株式会社 代表取締役 永山英夫	木材	和歌山市塩屋1-3-21

和歌山県告示第183号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字五百原918の60（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第184号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字五百原918の60（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上秋津字野久保3725の1（次の図に示す部分に限る。）、3725の2、3725の3、3726の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第186号

平成26年和歌山県告示第1455号（以下「告示第1455号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を串本町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
奈良県香芝市関屋北二丁目6番11号
柳谷善信
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1455号のとおり

和歌山県告示第187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、平成27年2月17日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成27年3月27日まで縦覧に供する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊魚 規則の施行の日
名称	住所		
熊野川漁業協同組合	新宮市熊野地2丁目8番1号	和内共第34号	平成27年2月17日
熊野川漁業協同組合	新宮市熊野地2丁目8番1号	和内共第35号	平成27年2月17日
熊野川漁業協同組合	新宮市熊野地2丁目8番1号	和内共第36号	平成27年2月17日

和歌山県告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成26年7月1日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びびすさみ町並びに東牟婁郡のうち那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第189号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、西牟婁振興局建設部及び田辺市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、文里港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月27日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 埋立免許出願人
 - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 2 埋立区域
 - (1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59、1313番、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166及び736番248の地先公有水面
 - (2) 区域

次の各地点のうち1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線及び15の地点と1の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +2.01m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

1の地点 基点から167度44分28秒 1,022.44mの地点

2の地点	1の地点から187度55分45秒	3.14mの地点
3の地点	2の地点から246度46分06秒	41.62mの地点
4の地点	3の地点から258度20分11秒	28.04mの地点
5の地点	4の地点から279度41分31秒	205.82mの地点
6の地点	5の地点から32度36分11秒	10.99mの地点
7の地点	6の地点から110度38分23秒	25.18mの地点
8の地点	7の地点から99度41分31秒	17.18mの地点
9の地点	8の地点から109度19分20秒	8.31mの地点
10の地点	9の地点から29度41分14秒	1.48mの地点
11の地点	10の地点から99度41分31秒	149.92mの地点
12の地点	11の地点から78度20分11秒	26.49mの地点
13の地点	12の地点から66度46分06秒	4.12mの地点
14の地点	13の地点から51度54分06秒	11.64mの地点
15の地点	14の地点から48度41分55秒	10.11mの地点
16の地点	15の地点から86度48分25秒	8.55mの地点

(3) 面積

1,623.07㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番59及び1313番の地内並びに同市文里一丁目736番59、1313番、736番141、736番196、736番168、736番239、736番9、736番166、736番248及び736番214の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びイの地点とカの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

イの地点	基点から164度59分25秒	1,033.60mの地点
ロの地点	イの地点から187度55分45秒	53.93mの地点
ハの地点	ロの地点から228度57分03秒	63.63mの地点
ニの地点	ハの地点から258度56分51秒	62.07mの地点
ホの地点	ニの地点から279度41分31秒	227.57mの地点
ヘの地点	ホの地点から328度43分22秒	53.27mの地点
トの地点	ヘの地点から61度33分20秒	37.39mの地点
チの地点	トの地点から31度09分15秒	58.20mの地点
リの地点	チの地点から109度32分44秒	126.58mの地点
ヌの地点	リの地点から84度17分24秒	10.95mの地点
ルの地点	ヌの地点から86度42分58秒	96.96mの地点
オの地点	ルの地点から92度17分11秒	6.64mの地点
ワの地点	オの地点から88度17分19秒	10.25mの地点
カの地点	ワの地点から97度16分55秒	5.48mの地点

(3) 面積

34,815.61㎡

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成26年12月24日

和歌山県告示第190号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、西牟婁振興局建設部及び田辺市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、文里港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月27日

文里港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- (2) 名称 田辺市
- (3) 代表者住所 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川291-136
- (4) 代表者氏名 田辺市長 真砂充敏

2 埋立区域

(1) 位置

埋立区域 (A)

和歌山県田辺市文里一丁目1313番地、736番地141、736番地196、736番地59、736番地168、736番地239、736番地9及び736番地166の地先公有水面

埋立区域 (B)

和歌山県田辺市文里一丁目736番地59及び1313番地の地先公有水面

(2) 区域

埋立区域 (A)

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L. +2.01m）における公有水面と既設護岸との境界線により囲まれた区域
基点（国土地理院三等三角点「平野」）

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

- 1の地点 基点から168度48分55秒 1,017.37mの地点
- 2の地点 1の地点から228度41分55秒 10.11mの地点
- 3の地点 2の地点から308度05分54秒 11.64mの地点
- 4の地点 3の地点から246度46分06秒 4.12mの地点
- 5の地点 4の地点から258度20分11秒 26.49mの地点
- 6の地点 5の地点から279度41分31秒 149.92mの地点
- 7の地点 6の地点から29度41分14秒 15.83mの地点
- 8の地点 7の地点から109度35分28秒 30.27mの地点
- 9の地点 8の地点から109度35分28秒 20.00mの地点
- 10の地点 9の地点から110度12分55秒 22.52mの地点

11の地点 10の地点から86度55分18秒 38.56mの地点
 12の地点 11の地点から86度52分02秒 20.00mの地点
 13の地点 12の地点から86度38分06秒 20.00mの地点
 14の地点 13の地点から86度58分54秒 20.00mの地点

埋立区域 (B)

次の各地点のうち、15の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位 (D.L. +2.01m) における公有水面と既設護岸との境界線及び18の地点と15の地点を結ぶ昭和54年5月31日付け和歌山県指令港第217号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線 (D.L. +2.00mにより決定) により囲まれた区域

基点 (国土地理院三等三角点「平野」)

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

15の地点 基点から180度19分04秒 992.20mの地点
 16の地点 15の地点から279度41分31秒 17.18mの地点
 17の地点 16の地点から290度38分23秒 25.18mの地点
 18の地点 17の地点から32度36分11秒 2.36mの地点

(3) 面積

埋立区域 (A) 1,970.65㎡

埋立区域 (B) 88.81㎡

合計2,059.46㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県田辺市文里一丁目736番地59及び1313番地地内並びに同所736番地141、736番地196、736番地59、736番地168、736番地239、736番地9、736番地166及び1313番地の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びイの地点とワの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院三等三角点「平野」)

北緯 33度43分27.7692秒

東経 135度23分20.4820秒

イの地点 基点から167度58分58秒 1,012.41mの地点
 ロの地点 イの地点から228度42分18秒 25.47mの地点
 ハの地点 ロの地点から231度54分06秒 12.11mの地点
 ニの地点 ハの地点から246度46分06秒 4.82mの地点
 ホの地点 ニの地点から258度20分11秒 27.36mの地点
 への地点 ホの地点から279度41分31秒 176.66mの地点
 トの地点 への地点から290度38分23秒 32.66mの地点
 チの地点 トの地点から31度09分15秒 31.21mの地点
 リの地点 チの地点から109度32分44秒 126.58mの地点
 ヌの地点 リの地点から84度17分24秒 10.95mの地点
 ルの地点 ヌの地点から86度42分58秒 96.96mの地点
 ヲの地点 ルの地点から92度17分11秒 6.64mの地点
 ワの地点 ヲの地点から88度17分19秒 10.25mの地点

(3) 面積

5,960.90㎡

4 埋立地の用途

道路用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成26年12月24日

和歌山県告示第191号

平成26年度歯科用コーンビームCT画像システム装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
歯科用コーンビームCT画像システム装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社モリタ和歌山支店
和歌山市ト半町17番地
- 5 落札金額
39,852,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,952,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年1月30日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第1項の表中

「	上 山 外 科 病 院	和歌山市内原998番地	」	を
「	医療法人弘智会 上 山 病 院	和歌山市内原998番地	」	に改める。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成27年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成27年2月27日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	1,140,000尾
		あまご	20,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	310,000尾
	和内共第37号	もくずがに	10,000尾
		あまご	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	100,000尾
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	140,000尾
		あまご	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	840,000尾
	和内共第39号	もくずがに	15,000尾
		あまご	10,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	750,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
	和内共第15号	あまご	60,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	20,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	60,000尾
	和内共第19号	もくずがに	5,000尾
		あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	380,000尾
		あまご	30,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	420,000尾
	和内共第27号	もくずがに	10,000尾
		あまご	10,000尾
		あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	70,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg

太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	50,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号から第36号まで	あゆ	380,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成26年5月30日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
こい	平均体重5g以上
あまご	平均体重3g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
うなぎ	平均体重1g以上

公 告

入 札 公 告

平成27年度海外における商標監視調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成27年度
- (2) 業務の名称
海外における商標監視調査業務
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 業務期間
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第180号に規定する海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館2階
和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課
- (2) 期間

平成27年2月27日（金）から同年3月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3 (1) に同じ。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、平成27年3月4日（水）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階 食品流通課分室

イ 入札日時

平成27年3月23日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成27年3月20日（金）午後5時までに和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け

て指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、郵送による入札を行った者で、5 (1) に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813 (直通)

ファクシミリ番号 073-432-4161

- (3) この一般競争入札は、平成27年2月和歌山県議会定例会において、平成27年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年1月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月27日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 井 出 益 弘
 和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県税事務所 子ども・女性・障害者相談センター	平成27年1月29日 "

公営競技事務所	〃
工業技術センター	〃
農業大学校	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県税事務所

(ア) 平成25年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果97.8%で0.4ポイント増加し、平成25年度末の収入未済額は、約9億6,673万円と約1億894万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額が占める割合は、県税全体の収入未済額の約71%と大きなものとなっているため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 外出承認簿において、復命方法が未記載の事例があったので、適正に処理されたい。

イ 子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約1,618万円となっており、前年度末に比し約37万円増加している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 重複した旅行命令で旅費が二重に支出されていたので、適正に処理されたい。

(エ) 用務開始時刻に到着できない旅行命令があった。

また、早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、併せて適正に処理されたい。

(オ) 支出票において、決裁印が押印されていなかったため、適正に処理されたい。

(カ) 旅行命令簿において、決裁欄及び復命欄に命令権者の決裁印及び確認印が押印されていなかったため、適正に処理されたい。

(キ) 物品調達台帳において、決裁印が押印されていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成25年度末における未収額は約2億17万円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認が洩れているものがあつた。

また、収入印紙類使用簿を作成していなかったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、併せて適正に処理されたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 平成25年度KEIRINグランプリ2013等場外車券売場開設に伴う和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業務請書に定める警備員配置人数を満たしていなかった。また、平成25年度和歌山競輪場警

備業務契約書に定める警備員の配置を超過して配置していた。しかしながら、請書及び契約書の変更を行うことなく定められた配置人数で支出を行い支出費用の相殺を行っていたので、適正に処理されたい。

(オ) 平成25年度下期競輪開催に伴う医師派遣に係る報償費の支出において、支払誤りがあったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(カ) 公用車の修繕に際し請書を徴し随意契約を行っているが、出納機関に合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

エ 工業技術センター

(ア) 随時の資金前渡において、資金前渡職員に交付された現金が債権者へ渡されず保管されていた。また、債権者が自費で支払った領収書で資金前渡の精算を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 物品管理について、現物確認できない重要物品があったので、適正に処理されたい。

オ 農業大学校

大学校庁舎内における育友会の事務室使用について、行政財産の目的外使用許可が行われていないので、適正に処理されたい。

カ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成25年度末の収入未済額は約1,425万円と、前年度末に比し約313万円増加している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(ウ) 和歌山県和歌山マリーナ内における行為の許可及び工作物等の設置の許可について、和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)及び和歌山県マリーナ条例施行規則(平成7年和歌山県規則第12号)に基づき、適正に処理されたい。

(エ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令で、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 子ども・女性・障害者相談センター

市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから、市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

イ 農業大学校

給食については、県費及び私費会計である給食会計によって運営されているが、それぞれが負担する区分が明確でないため、使途についての基準の策定を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成27年1月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月27日

和歌山県監査委員 保田 栄 一

和歌山県監査委員 足立 聖 子

和歌山県監査委員 井出 益 弘

和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会	平成27年1月29日
学校法人智辯学園	〃
一般財団法人和歌山県文化振興財団 (和歌山県民文化会館及び和歌公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山商工会議所	〃
和歌山県公営競技主催者協議会	〃
和海森林組合	〃
和歌川リバーパークマネジメント及び河川課 (和歌山県和歌川河川公園指定管理者及び同指定管理者所管課)	〃
公益財団法人和歌山県下水道公社 (紀の川流域下水道及び紀の川中流域下水道指定管理者)	〃
紀の国はまゆう (紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ (和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)指定管理者)	〃
株式会社マリンルームオオタ及び港湾空港課 (和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)指定管理者及び同指定管理者所管課)	〃
有限会社ベイサイド和歌浦 (和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団 (和歌山県体力開発センター指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

公益財団法人わかやま産業振興財団

平成25年度経営支援補助金事業において、虚偽の完了実績報告書による補助金の交付が行われていることが判明した。

この度、補助金交付決定の取消し及び返還命令を行っているが、今後、完了実績報告書どおりに履行されているか確認を行うとともに会計帳簿や関係書類を調査するなど、かかることのないよう厳正な事務の執行に努められたい。

(2) 注意事項

ア 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会

物品管理について、デジタルカメラ2台の現物確認ができなかったため、適正に処理されたい。

イ 公益財団法人和歌山県人権啓発センター

1件500万円以上の受託契約について、公益財団法人和歌山県人権啓発センター事務処理規程第8条によれば、理事長決裁とすべきところ局長決裁となっていたため、適正に処理されたい。

ウ 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

(ア) 生活福祉資金等貸付金の未償還金については、平成25年度末で約2億2,205万円となり、前年度に比し約1,754万円減少している。

今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未収金の早期整理に努められたい。

(イ) 臨時特例つなぎ資金貸付金の未償還金については、平成25年度末で約371万円となり、前年度に比し約40万円増加している。

今後も、引き続き貸付時の適切な審査に努めるとともに、未収金の早期整理に努められたい。

エ 公立大学法人和歌山県立医科大学

診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、平成25年度末で約2億261万円となっており、前年度末に比し約231万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

オ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成25年度末で約1億8,168万円あり、前年度末に比し約60万円減少したが、依然として多額である。

今後も、引き続き未収金の回収に努められたい。

カ 和歌川リバーパークマネージメント

（和歌山県和歌川河川公園（以下「和歌川河川公園」という。））

（ア）和歌川河川公園児童野球場利用料金収入において、減免期間外の利用日の利用料金を減免していた。また、料金変更後の利用日に変更前の利用料金を適用していたので、併せて適正に処理されたい。

（イ）所管課に対する注意事項

a 和歌川河川公園駐車場において、行政財産の使用許可なく設置されている物置2台があったので、適正に処理されたい。

b 和歌川河川公園指定管理者に無償貸与している備品の管理において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

（a）物品管理簿の備付けに不備があった。

（b）物品の貸付けに関する物品貸付調書による決定等の決裁手続をしていなかった。

（c）物品の廃棄に関する物品不用調書及び不用品処分調書による決定等の決裁手続をしていなかった。

（d）物品現在高報告書の作製等の手続をしていなかった。

キ 紀の国はまゆう

（紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場）

（ア）総勘定元帳の残高が普通預金通帳の残高と相違していたので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

（イ）賃金に係る所得税において、総勘定元帳に記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。

（ウ）予算の執行において、予算額が不足しているにもかかわらず、流用の決裁を得ていなかったもので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県住宅供給公社

（ア）宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

（イ）平成25年度における宅地分譲の事業実績は、岸宮サニータウンの残っていた5区画のうち3区画の宅地分譲を行っているが、残り2区画の分譲に努められたい。

（ウ）県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成25年度末の収入未済額は、約8,345万円であり、前年度末に比し約1,683万円減少している。

引き続き、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し未収金の縮減に努められたい。

ケ 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

（和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ））

- (ア) マリーナ内の工作物等の設置について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a コンテナ区画貸し事業のためコンテナ設置の許可を受けているが、許可と現況の設置場所、台数などの相違があった。
 - b 飲料自動販売機について、許可と現況の設置場所、台数などの相違があった。
- (イ) 指定管理者及び所管課に対する注意事項

船舶保管施設専用利用の許可及び許可期間については、和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）及び和歌山県マリーナ条例施行規則（平成7年和歌山県規則第12号）に基づき、適正に処理されたい。
- コ 株式会社マリンルームオオタ

（和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ））

 - (ア) 管理区域内における自動販売機の設置及び物販の許可について、和歌山県マリーナ条例に基づき、適正に処理されたい。
 - (イ) 指定管理者及び所管課に対する注意事項

船舶保管施設専用利用の許可及び許可期間については、和歌山県マリーナ条例及び和歌山県マリーナ条例施行規則に基づき、適正に処理されたい。
 - (ウ) 所管課に対する注意事項

マリーナ南側駐車場使用料徴収業務について、委託契約書が作成されていないので、適正に処理されたい。
- サ 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

（和歌山県体力開発センター）

支出決議書に支出決定権者の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
- シ 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター

印刷代の支出において、請求額と支出（伺い）調書及び元帳の金額が相違していたので、適正に処理されたい。
- (3) 検討事項

なし
- (4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第7号

平成26年10月27日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月27日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 井 出 益 弘
 和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 公益財団法人和歌山県農業公社

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約677万円となっており、今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。	注意事項 (1) 就農支援資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会ほか関係機関と連携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行っている。

(2) 就農安定資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で20万円となっており、今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

今後とも、分割償還等による計画的な債権回収を進めるとともに新たな延滞の発生防止に努める。
 (2) 就農安定資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会ほか関係機関と連携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行っている。
 今後とも、分割償還等による計画的な債権回収を進めるとともに新たな延滞の発生防止に努める。

2 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成25年度末の借入金残高は、約128億800万円と前年より約8,600万円増加している。造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方で、近年の木材価格は低迷しており、経営環境は非常に厳しい状況にある。 今後とも、全国の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴公社が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。</p>	<p>注意事項 引き続き、長伐期施業のための契約変更を進めるとともに、間伐事業の重点実施等による投資経費の縮減並びに管理費及び人件費の削減に努め、経営の効率性を高めている。 また、利用間伐の推進、分収林のゾーニングによる森林整備の重点化など、平成25年度に策定した分収林経営改善計画を確実に実施し、経営の健全化に努めている。</p>

3 和歌山県土地開発公社

監査実施年月日 平成26年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。 (2) 和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成25年度に住宅の分譲地として、新宮蜂伏団地等（5件）が売却されるなど努力されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。 また、その他の土地についても早期処分が努められるとともに、紀泉台西部土地については、その活用の方途を検討されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 公共施設の移管については、移管が可能なところから順次、補修等の整備を行い地元公共団体に移管していく。 平成25年度は、鳴滝団地道路について移管工事を実施し、平成26年6月に和歌山市への移管が完了した。 その他の公共施設については、地方公共団体の移管条件が異なり、その整備に多額の費用を要することから早期移管は困難な状況であるが、今後とも引き続き移管できるよう努力していく。 (2) 保有土地の処分については、従前より公社の重点事項として、積極的に取り組んでいる。 住宅販売状況については、岩出紀泉台は残り3区画、貴志川長山団地は残り2区画となっている。 コスモパーク加太の保有地売却については、消防学校用地を平成26年10月1日に県に売却した。またコスモパーク加太内の県道沿い小規模土地についても平成27年1月15日に売却した。 企業団地北勢田ハイテクパークは残り1区画であるが、今後とも県企業立地課と連携を図りながら販売に努めていく。 なお、他の保有地についてもインターネット公売にかけるなど早期に売却できるよう努力していく。 紀泉台西部については、平成14年2月の和歌山県未利用土地利活用方策検討委員会において、慎重に検討すべきとの提言がなされており、現在事業を凍結している状況である。今後の活用については、住宅の需要や経済状況を見極めながら検討していきたい。</p>